国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法マニュアル

平成２８年４月２８日

国土交通省

目次

１．マニュアルの位置づけ　4

２．マニュアルに示される内容　5

３．コンテナ総重量の確定方法　6
（１）コンテナ総重量の確定方法の概要
（２）コンテナ輸出のパターン
（３）計量器について
（４）計量器の校正・点検・調整方法について
（５）「方法１」でコンテナ総重量を確定する方法
（６）「方法２」でコンテナ総重量を確定する方法
（７）船社又はコンテナヤード責任者へのコンテナ総重量報告方法

４．「届出荷送人」になろうとする皆様の手続き　25
（１）コンテナ総重量を確定させる業務の実施手順書
（２）国土交通大臣への届出
（３）届出の手続きの特例
（４）届出書の送付先
（５）業務継続の報告
（６）届出事項の変更
（７）業務廃止の届出

５．「登録確定事業者」になろうとする皆様の手続き　31
（１）国土交通省による登録
（２）国土交通省への申請
（３）申請書の添付書類
（４）コンテナ総重量を確定させる業務の実施手順書
（５）申請書の提出先
（６）申請の手続きの特例
（７）登録事項の変更
（８）登録の更新
（９）登録の廃止

６．国土交通省による指導、立入監査、是正措置　35

７．業務実施手順書・内部規程について　36

８．よくある質問と回答　38

９．関係法令　44

１０．各種様式　45

1．マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、改正 SOLAS 条約発効に伴う輸出コンテナ総重量の確定制度においてのため、平成 28 年 4 月 26 日に公布した「特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年運輸省令第 62 号）」及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）」の一部改正省令（平成 28 年国土交通省令第 45 号）並びに平成 28 年 4 月 28 日に公布した「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 720 号）」及び「危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 721 号）」並びに「国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法ガイドライン（平成 28 年国海査第 37 号及び国港経第 9 号）」に示す各種手続きを解説すると共に、業務実施手順書の作成を支援するものです。

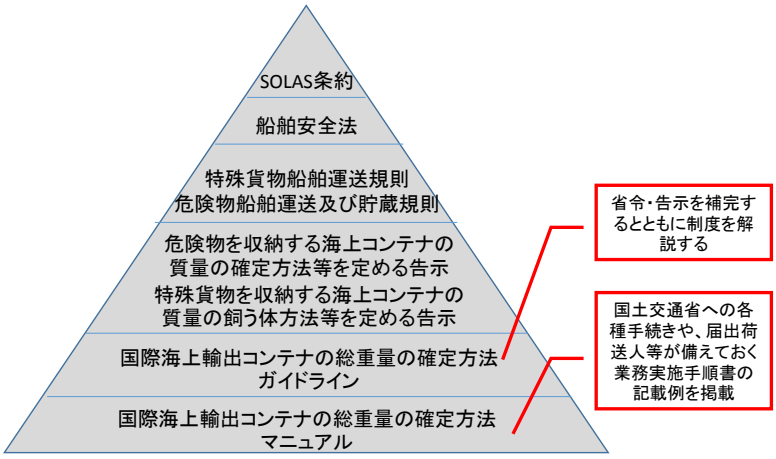

本マニュアルで使用する用語は、可能な限り一般的な用語の使用を心がけているため、省令等で用いられている用語とは必ずしも一致しません。

【参考：改正 SOLAS 条約の概要】

現 行 規 定

1. 荷送人は、以下の内容を含む貨物情報を含む資料を船長（又は代理人）に提供。
 ⇒〇貨物の概要〇貨物又は貨物ユニットの総重量〇運送に関連する貨物の特性
2. 荷送人は、船積み前に貨物ユニットの総重量が船積書類に記載されているものと一致することを確認。

改 正 内 容

上記現行規定に、以下の内容を追加

3. 荷送人は、コンテナ貨物については、以下の2通りの方法で総重量を証明。
 A：調整・証明済み装置を用い、実入りコンテナの総重量を計測
 B：国が承認した方法により、コンテナの自重・貨物・パレット等の重量を足し合わせ
4. 荷送人は、上記方法で計測されたコンテナ総重量の船積書類への記載を確認
5. 荷送人からコンテナ総重量の情報提供がなく、船長（その代理人）及びターミナル代表者がコンテナ総重量を入手していない場合は、当該コンテナの船積禁止。

改正 SOLAS 条約はコンテナ総重量の計測方法を明確にしたものですが、従前より、コンテナ総重量を船社に提供する必要があったことにご留意ください。

２．マニュアルに示される内容

マニュアルの各項目には、以下の内容を記しております。

【皆様にご覧いただきたい基本的事項】

『３．コンテナ総重量の確定方法』（P.6～P.17）

（１）コンテナ総重量の確定方法の概要

確定方法の概要を解説しております。

（２）コンテナ輸出のパターン

コンテナ総重量を確定する者を輸出の視覚的に示しております。

（３）計量器について

コンテナと貨物の計測に用いる計量器及び計量法についての解説しております。

（４）船社及びコンテナヤード責任者へのコンテナ総重量報告方法

具体的な伝達方法を解説しております。

『６．国土交通省による指導、立入監査、是正措置』（P.35）

国土交通省による指導、立入監査、是正措置について解説しております。

【自らコンテナ総重量を確定する荷送人となるメーカー、商社、貨物利用運送事業者等の輸出者の皆様にご覧頂きたい事項】

『４．「届出荷送人」になろうとする皆様の手続き』（P.25～P.30）

自らコンテナ総重量を確定させようとする荷送人の手続き、各提出書類の記載例等を記載しております。また備えておく書類の記載方法を解説しております。

【荷送人に代わりコンテナ総重量を確定する検量事業者、海貨事業者、貨物利用運送事業者等の皆様にご覧頂きたい事項】

『５．「登録確定事業者」になろうとする皆様の手続き』（P.31～P.34）

コンテナ総重量の確定を事業として行う第三者の手続き、各提出書類の記載例等を記載しております。また備えておく書類の記載方法を解説しております。

３．コンテナ総重量の確定方法

（１）コンテナ総重量の確定方法の概要

コンテナ総重量を確定させる方法は「総重量を計測」する方法と、「足し合わせて算出」する方法の２つがあります。

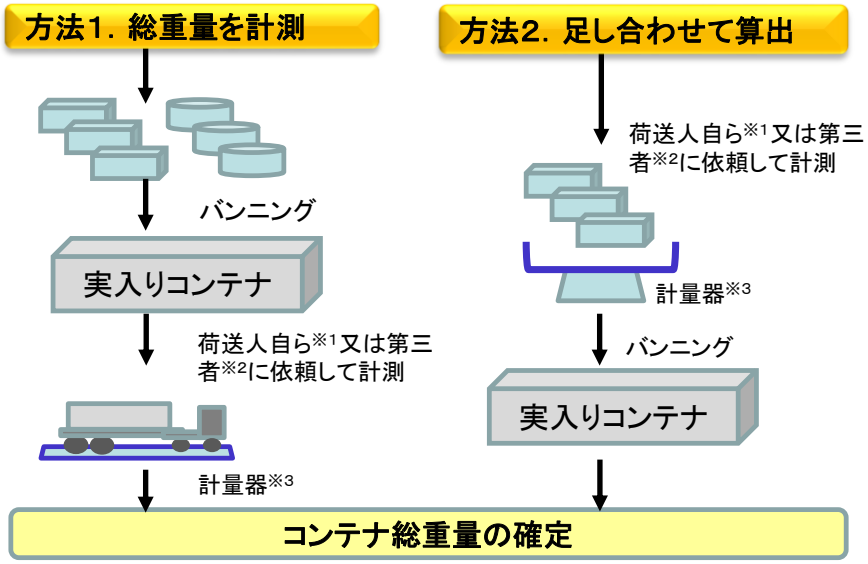

※１　国土交通大臣への届出

自らコンテナ総重量を確定させる荷送人は、コンテナ総重量を確定させる前に、国土交通大臣への届出が必要となる。届出はコンテナ総重量を確定する者又は事業所等の単位で行い、輸出するコンテナ毎に届け出るものではないことに留意。

※２　荷送人に代わる第三者

荷送人からの依頼を受け、荷送人に代わりコンテナ総重量を確定する者は、コンテナ総重量を確定させる前に、国土交通大臣の登録を受ける必要がある。

※３　使用する計量器

以下のいずれかを満たす計量器を使用できる。

○計量法に基づく特定計量器

○特定計量器以外の計量器であって、次の計量器

・計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が点検・調整し、計量器の製造者・修理事業者・販売者が定めるところにより性能を保証し、器差が±５％の範囲内である計量器

・計量器の管理者が定期的に点検・調整し、器差が±５％の範囲内である計量器

（２）コンテナ輸出のパターン

コンテナ輸出に携わる関係者は、貨物品を製造するメーカー、売買の仲介をする輸出者、海貨事業者、利用運送事業者、コンテナターミナル、船舶運航事業者等と多岐にわたります。コンテナ総重量を確定する責任が生じる荷送人は、貨物品を出荷する者やコンテナに貨物を梱包する者とは限りません。

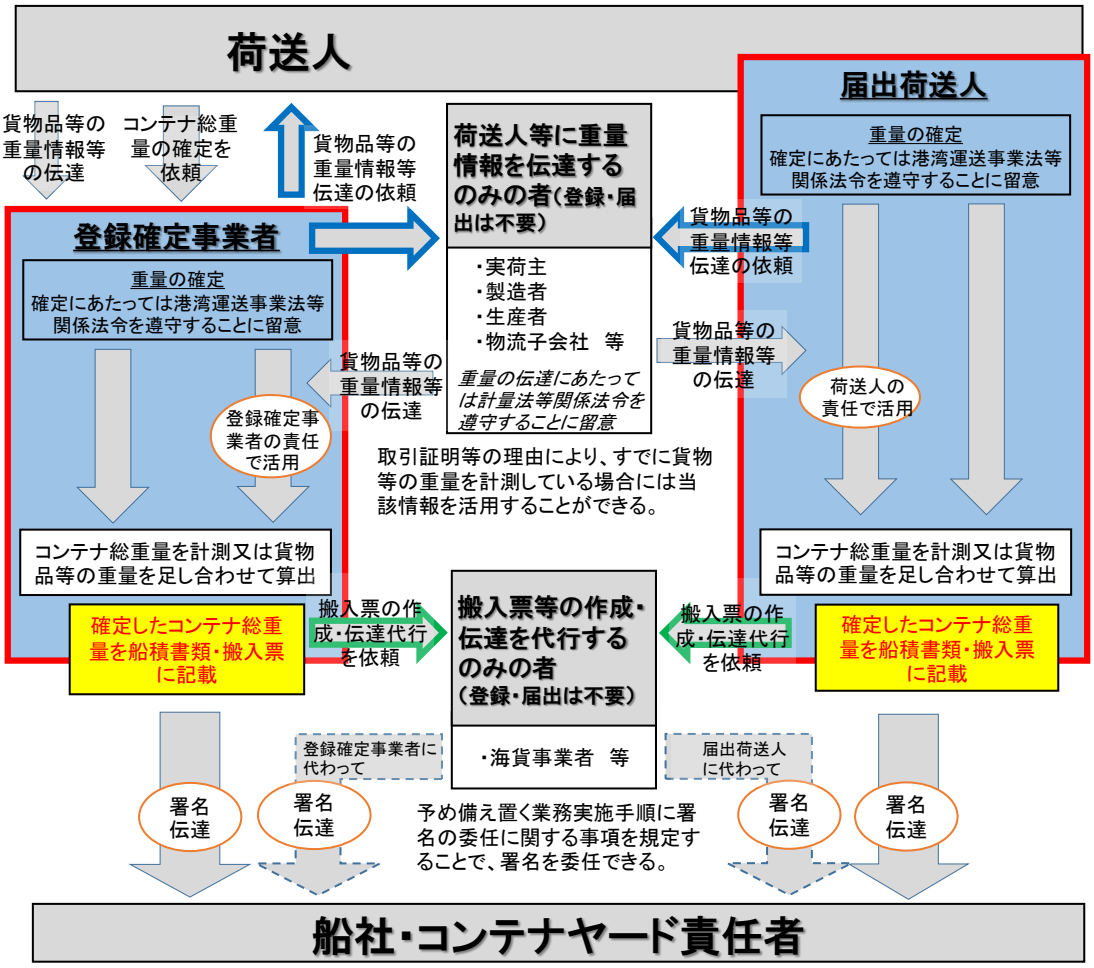

コンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に携わる関係者を、

① メーカー等＝荷送人である場合

② メーカー等≠荷送人である場合

③ 荷送人が海貨業者を利用する場合

④ 貨物利用運送事業者（NVOCC）が担う場合

について、コンテナ総重量を確定する義務が生じる荷送人と、コンテナ総重量を計測できる者を視覚的に整理しました。

なお、整理したコンテナ輸出のパターンは、あくまで一例であり、イメージに該当しないコンテナ輸出のパターンについては、法令、ガイドライン及び当事者間の契約、取り決めをよくご確認のうえ、コンテナ総重量を確定してください。

【凡例】

（注１）メーカー等：輸出する貨物を製造している者（例：輸出部品メーカー、問屋など）

（注２）輸出者：荷受人と実質的に売買契約を結んでいる者（例：商社など）

（注３）バンニングコンテナ：適切な方法で総重量が確認されたコンテナであって、外航船舶の船積みまで当該コンテナ内部が変更されないもの。

（注４）図中の Ⓢ マークは、Shipper（荷送人）に該当する者を示す。
図中の ★ マークは、Shipper（荷送人）からの依頼を受け、バン詰めを行う際に適切な方法でコンテナ総重量を確認できる者を示す。
図中の ● マークは、コンテナに収納される貨物（梱包材等を含む）のバン詰めを行う場所へ出荷する者を示す。

IMO ガイドラインにおいて、Shipper は「船社との間で締結された運送契約において荷送人（または代理人）として船荷証券または海上貨物運送状または同等の複合貨物輸送書類の請求書に名前のある法人または個人」とされています。

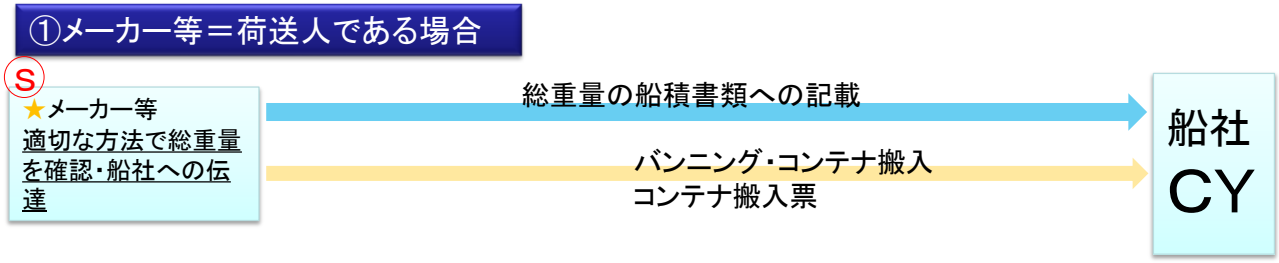

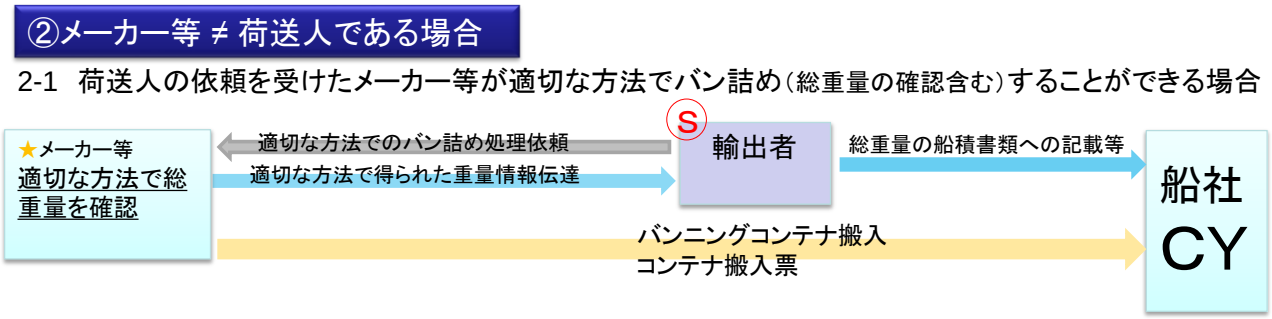

2-2A　メーカー等が適切な方法でバン詰め（総重量の確認含む）できず、メーカー等がインランドデポ等に再委託する場合

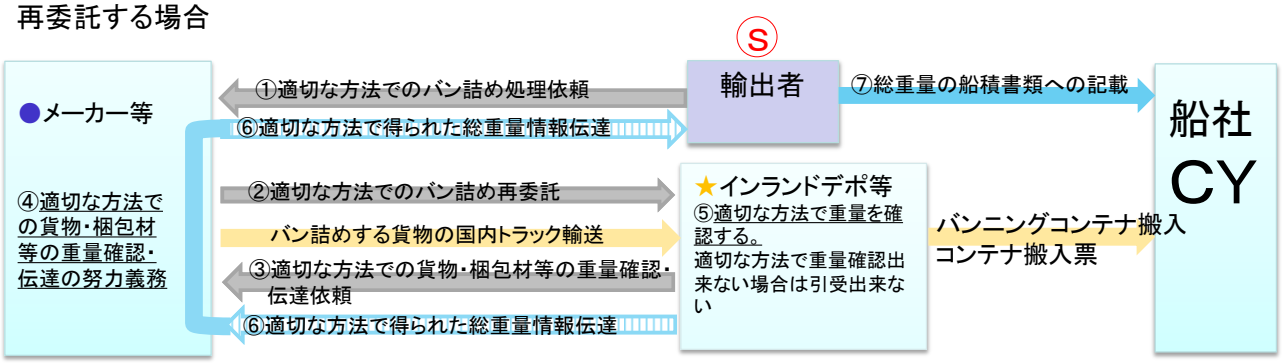

2-2B　メーカー等が適切な方法で総重量を確認できず、荷送人がインランドデポ等にバン詰めを依頼した場合

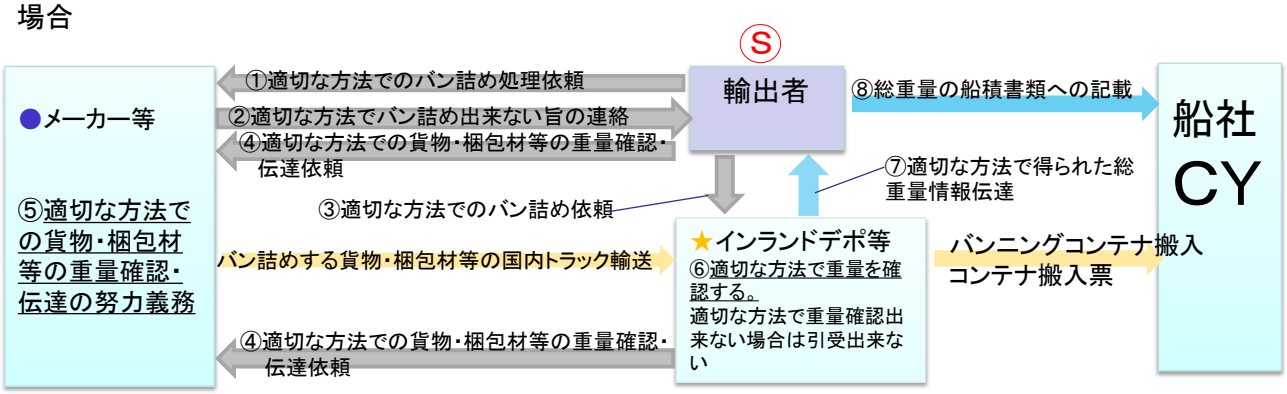

③荷送人が海貨業者を利用する場合

3-1　海貨業者がバン詰め（総重量の確認を含む）を行わない場合

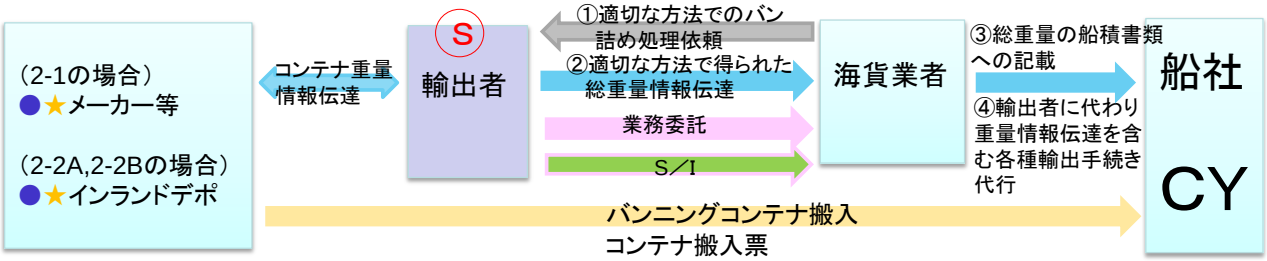

3-2　海貨業者がバン詰め（総重量の確認を含む）を行う場合

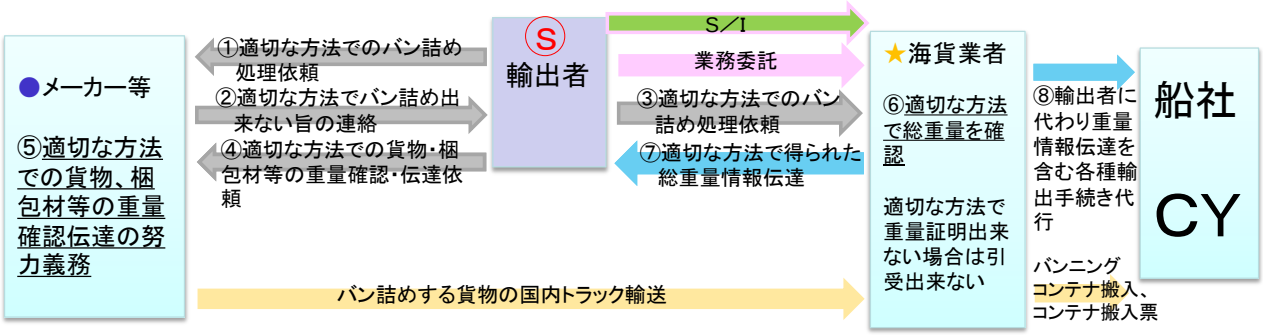

④NVOCCが介在する場合

4-1-1　NVOCCに業務を委託する者（輸出者）が適切な方法でコンテナ重量を把握している場合

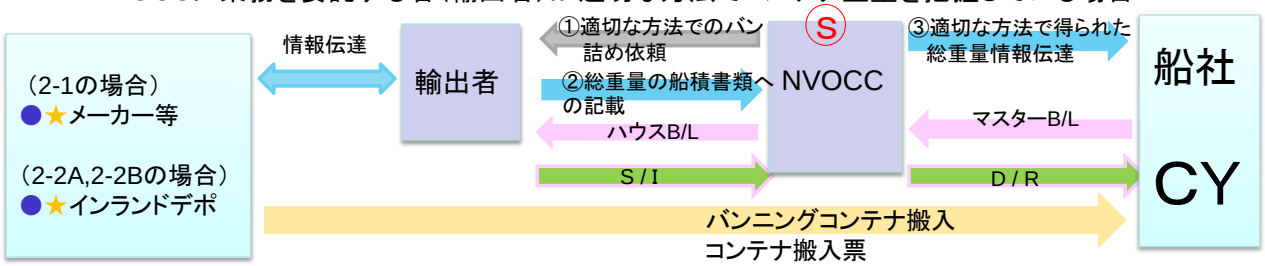

4-1-2　NVOCCに業務を委託する者（海貨業者）が適切な方法でコンテナ重量を把握している場合

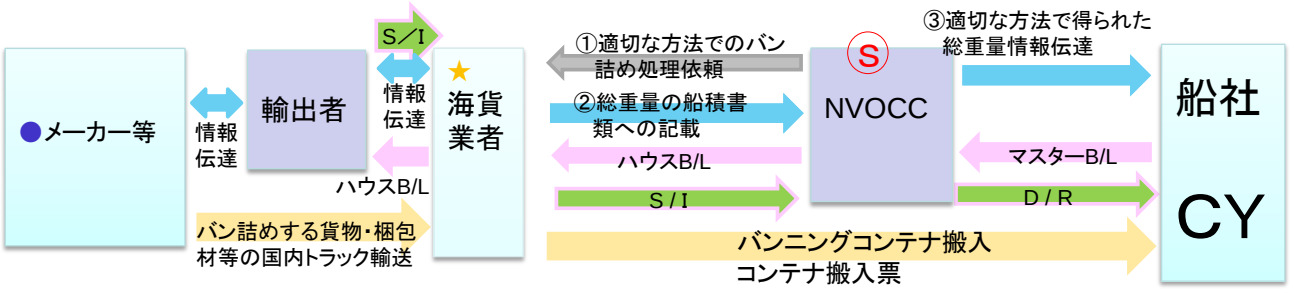

4-2-1　NVOCCがバン詰め（総重量の確認を含む）を他者（海貨業者除く）に依頼する場合

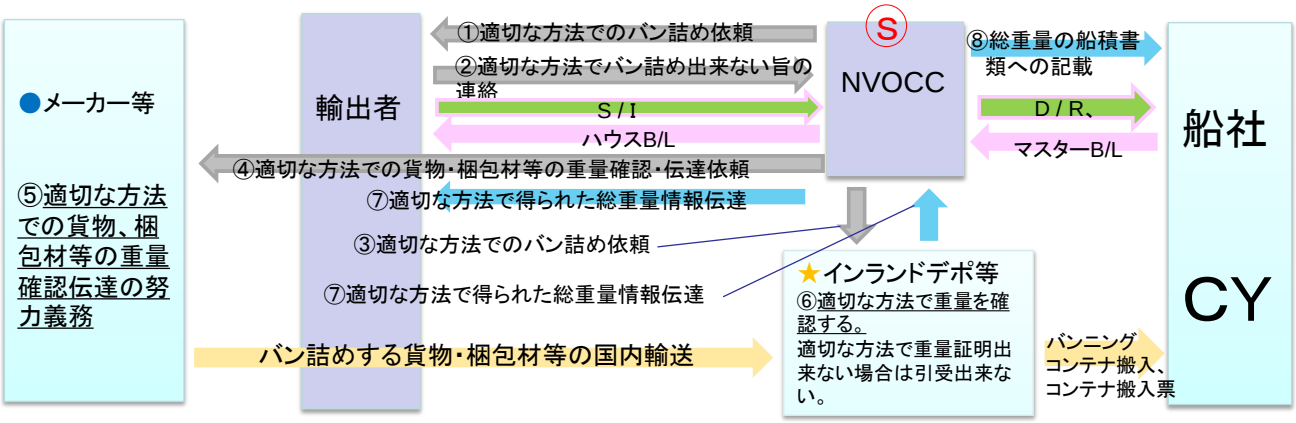

4-2-2　NVOCCがバン詰め（総重量の確認を含む）を海貨業者に依頼する場合

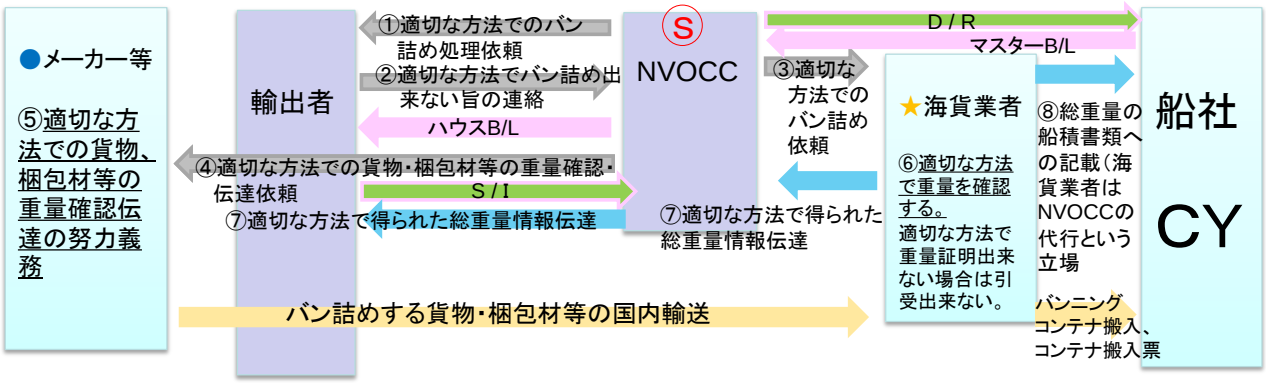

4-3-1　NVOCCがバン詰め（総重量の確認を含む）を行う場合(混載事業）

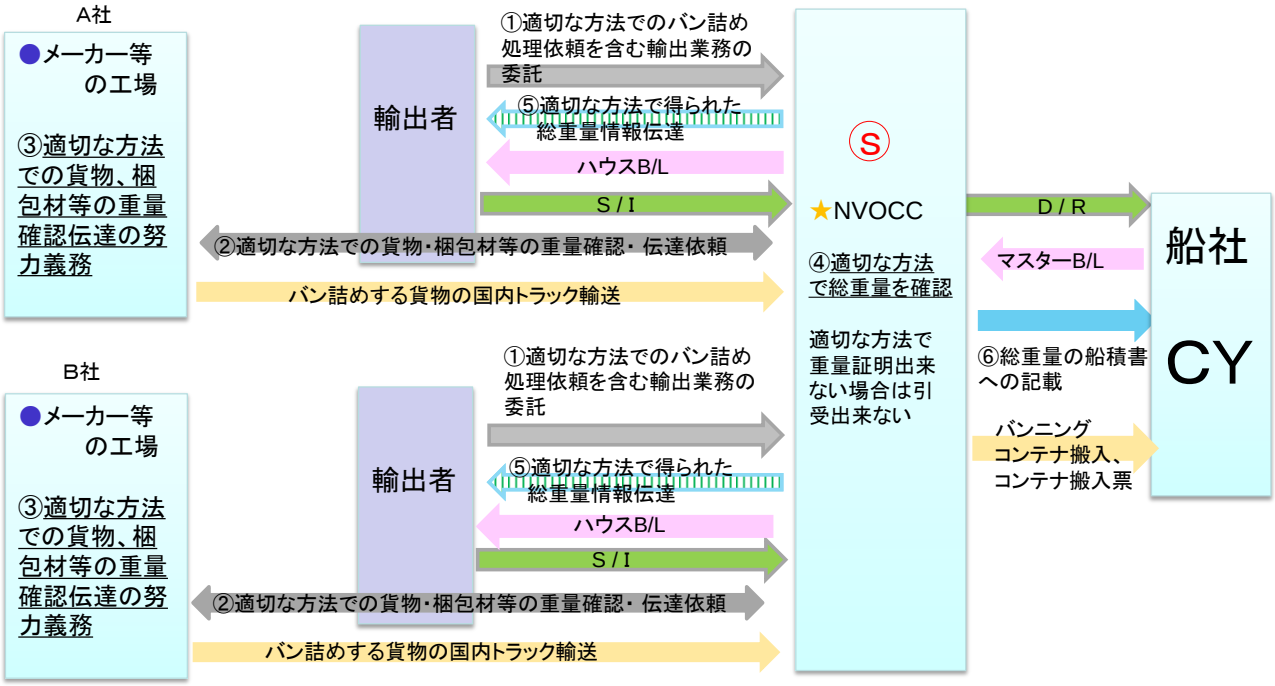

4-3-2　NVOCCがバン詰め（総重量の確認を含む）を行う場合(混載事業)

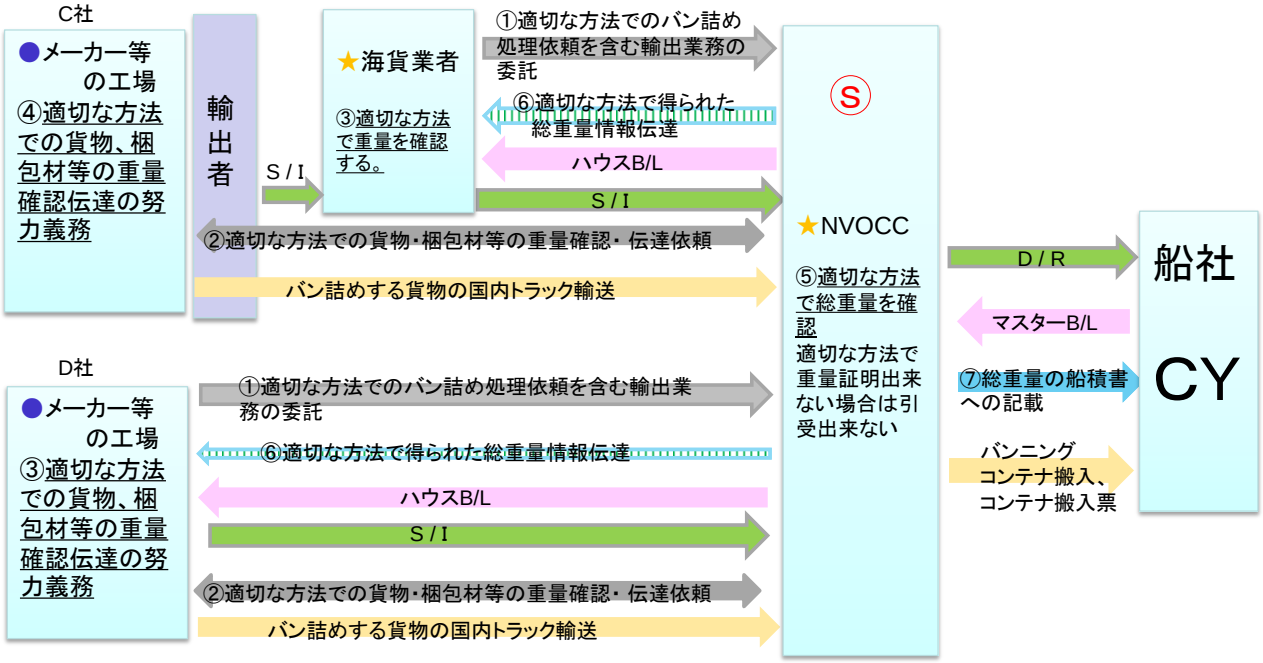

4-3-3　NVOCCがバン詰め（総重量の確認を含む）を行う場合(混載事業)

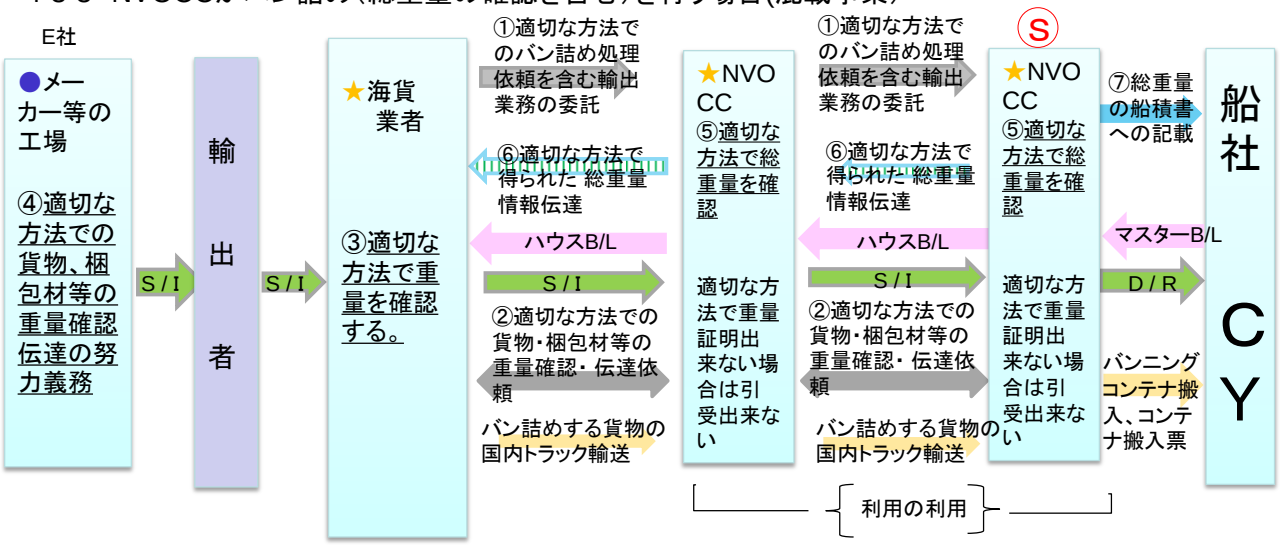

（３）計量器について

コンテナ又は貨物品等の重量計測には、次のいずれかの計量器を使用してください。

①　計量法に基づく特定計量器

・計量法施行令第２条第２号イ(1)(2)の非自動はかりであって、検定証印等があり、定期検査等を受け合格しているもの

②　特定計量器以外の計量器であって、次の計量器

・計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が点検・調整し、計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が定めるところにより性能を保証し、器差が±５％の範囲内である計量器

・計量器を管理している者が定期的に点検・調整し、器差が±５％の範囲内である

【コンテナの総重量を計量する方法（方法１）で使用できる計量器の例】

●計量法に基づく特定計量器の例

ピット式トラックスケール

●特定計量器以外の計量器の例

軸重計※１

出典：（一社）全日検

この他にも、

リーチスタッカー　※2

トップリフター　※2

移動式クレーン　※2

大型フォークリフト　※3

等に備えられている計量器があります。

※1：コンテナ積載貨物自動車が検出板の上を走行することにより車両重量を含む総重量を測定（走行計量）

※2：コンテナ全体を吊り下げることによりコンテナ総重量を測定

※3：コンテナ全体を抱え上げることによりコンテナ総重量を測定

【貨物等を個別に計算した重量を足し合わせて合計の重量を計算する方法（方法２）で使用できる計量器の例】

●計量法に基づく特定計量器の例

 電気抵抗線式はかり	 電子天びん	 台手動はかり
 電磁式はかり	 クレーンスケール	 バースケール （電気抵抗線式はかり）

出典：㈱日本計量新報社

●特定計量器以外の計量器の例

組合せはかり	オートチェッカー コンベヤスケール	充てん式自動はかり

この他にも

小型フォークリフト

天井クレーン　　等に備えられている計量器があります。

（４）計量器の校正・点検・調整方法について

特定計量器及び特定計量器以外の計量器についての点検・調整の具体的な取り扱い方法を次に記述しますが、特定計量器以外の計量器については、計量法等に基づく要件が存在しないことから、精度を保持する仕組が乏しいという側面があります。一方、船舶の安全航行を担保するというＳＯＬＡＳ条約の主旨を勘案する限り、精度の高いコンテナ総重量の計量を確実に実施する必要があります。従って、特定計量器以外の計量器を第三者に検査依頼する場合は勿論のこと、自主点検する際には、常に、当該機器の器差が±５％の範囲内に収まるべく、社内規程または手順書を整備したうえで性能保持をしてください。

①計量法に基づく特定計量器の場合

特定計量器の検査､校正については特定計量器検定検査規則に従い､2 年に１度、計量器が許容誤差内に入っていることを確認する検査を受けなければなりません。

②特定計量器以外の計量器の場合

特定計量器以外の計量器の点検・調整は、計量器の製造者、修理事業者、販売者に委託するか、届出荷送人、または登録確定事業者）が自ら点検・調整を行い、精度を確認する必要があります。

・計量器の製造者、修理事業者、販売者に点検・調整を委託する場合は、器差が±５％の範囲内であることを委託者から取り付ける必要があります。

・計量器の管理者が点検・調整する場合は、後述する点検方法に則り、器差が±５％

の範囲内であることを確認し、その記録を保管してください。

【分銅(1t)による点検・調整】

自ら点検・調整する場合の手順具体例

①計量法に定める特定計量器の検査規則に準じた検査を基本とします。

②計量法においては基準となる重り（基準器）により計量器の精度を測定しますが、基準器が用意できない場合は、校正済み特定計量器により計量した重量が明確な重り（以下、基準器等という）を基準器の代わりに使用することとします。

・使用する計量器の計測可能な最大量（以下、ひょう量という）の基準器若しくは基準器等を使用し器差を測定することが望ましいものの、ひょう量が大きいため用意が困難な場合は、次の基準器若しくは基準器等を用いて計測しても構いません。

a. ひょう量 1t 未満・・・ひょう量と同じ重さ

b. ひょう量 1t～10t 未満・・・ひょう量の 3/4（ひょう量の 3/4 が 1t に満たない場合は 1t）

c. ひょう量 10t 以上・・・ひょう量の 3/5（ひょう量の 3/5 が 8t に満たない場合は 8t）

③基準器等を用いて検査を行う。

・検査は製造者が推奨する測定方法、及び環境で行います。

・検査は同じ条件の下、各々の基準器等で最低３回繰り返し計量を実施し、再現性があるか確認してください。

・基準器等の重量と実施計量の結果を比較して器差が±5%以内であれば合格とし、それ以上の器差が確認された場合は、使用を中止し、製造者、修理事業者、販売者へ調整を依頼します。

④検査結果を記録する。

・検査結果は必要な時に誰でも閲覧することができるような状態で、保管・管理してください。

1.分銅を計量器に設置　　2.計量器と分銅の差を確認し、ずれが生じていれば調整　　3.記録

（５）「方法１」でコンテナ総重量を確定する際の方法

①特定計量器を使用する場合は、次の点に留意すること

・二回計量の場合

トレーラー（トラクター付で計量する場合には、トレーラーおよびトラクター。以下同じ。）に搭載された実入りコンテナの総重量の計量は、空コンテナの状態で計量した重量と、実入り状態で計量した重量の差分にコンテナ側面に記載された風袋重量を加算しますが、１回目の計量と２回目の計量は同じトレーラーを使用しなければなりません。また１回目と２回目の計量で大きな時間差が発生する場合には、燃料の増減をはじめ、その他時間の経過に伴う総重量の誤差に繋がる要因を出来る限り考慮してください。

・一回計量の場合

実入り状態で計量した重量から、トレーラーの自動車検査証に記された車両重量や運転手の体重を減算します。ただし、トレーラーに自動車検査証の車両重量に含まれない付加物がある場合には、当該付加物の重量を減算しなければなりません。因みに自動車検査証の車体重量は燃料、冷却水、および潤滑油等を全量搭載した状態の重量ですので、留意願います。

トラクターヘッドを切り離した計量の例（ピット式トラックスケール）

②特定計量器以外の計量器を使用する場合は、次の点に留意願います。

・出来る限り計量器製造者の保証する測定方法に準拠した計量を実施すること。
・使用前に０点を確認すること。
・可能な限り水平な地盤で測定すること。
・風、雨及び雪の影響を可能な限り除去すること。
・大型荷役機械での計量は、静止した状態で実施すること。
・走行計量に当たっては、トレーラーの両輪が検出版の上を正しく通過しており、また製造者の指定する走行速度を超過しないこと。
・電源を入れてから一定の時間が経過しないと安定しない計量器については、当該時間を十分見込んで計測すること。

（６）「方法２」でコンテナ総重量を確定する方法

①貨物毎に重量を計測しない場合は次の点に留意すること

・設計書や仕様書等の書類により重量が明確な場合は、貨物毎の計測は不要ですが、記載重量に疑義がある場合は、必ず計測して実際の重量を確認すること。
・貨物自体に重量が記載されていてもその重量に疑義がある場合は、必ず計測して実際の重量を確認すること。
・書類や貨物自体の記載重量を使用する場合は、梱包材も含めた貨物の合計の重量であることを確認すること。合計の重量でなければ使用しないこと。

貨物により重量が明確な事例

貨物に記載された重量	シッピングマークに記載された重量
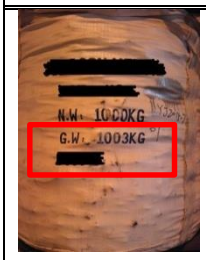	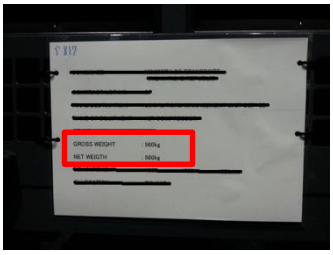
	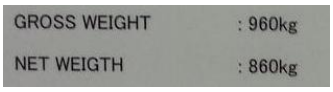

②梱包材及び固定材の重量について

書類及び貨物自体により貨物の正味重量（Net Weight）は明確であるが、梱包材などを含む貨物の合計の重量（Gross Weight）が不明な場合は、実際に貨物と梱包材等との合計の重量を計測するか、正味重量に梱包材等の重量を足し合わせて貨物の合計の重量を確定する必要があります。

また、コンテナの総重量を確定する際には、コンテナに積み付けた貨物を固定する固定材についても足し合わせる必要があります。これらの梱包材及び固定材の重量は個々の材料を計量するか、もしくは過去に計量した重量を適用します。過去に計量した重量を適用する場合は、素材やサイズにより分類し、重量を明確にしたうえ管理する必要があります。

③同一製品の計量方法

・過去の実績の適用

過去に重量を計測したことのある製品については、同一製品であることが確認できる場合に限り当該重量を適用することができます。しかし、入数が異なる又は、製品や梱包の仕様変更により重量が変わる可能性も考えられますので、過去の実績を適用する場合は書類や貨物外観を十分に確認したうえで判断する必要があります。また、過去に重量を計測してから現在まで重量に変化がないことを確認するためにも、定期的に重量を計測して検証することが望ましいです。

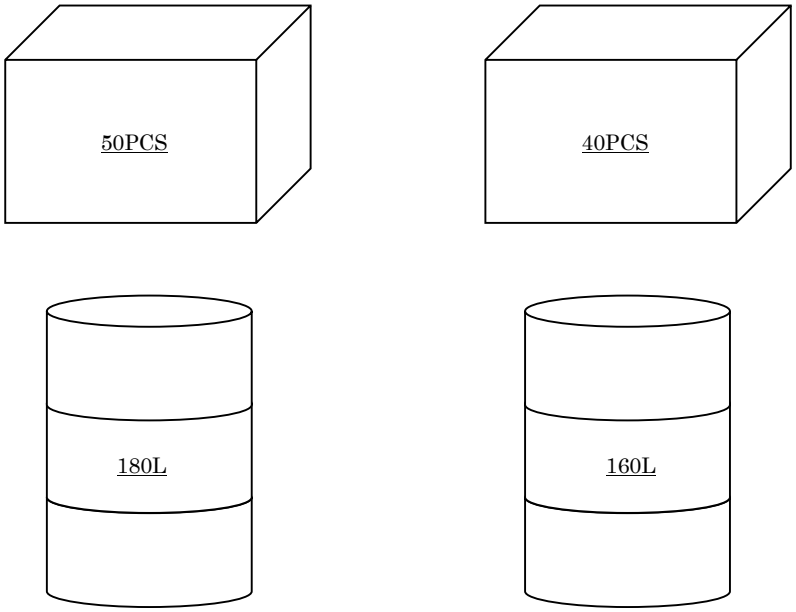

同じ製品でも入数が異なる場合がある

・同一製品が複数個ある場合

同一製品が複数個ある場合は、その中の１つ以上を計量して個数を乗じることで全体の重量を算出することができます。しかし、中には同一製品であるものの、入数など内容量が異なる場合もありうるため、書類や貨物外観を十分に確認したうえで判断する必要があります。

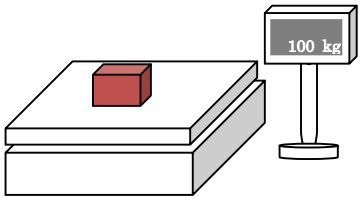

代表貨物の重量を計測

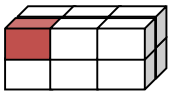

代表貨物の重量　×　個数　＝　全体重量

④貨物をパレットに乗せた状態での計量方法について

貨物をパレットに載せた状態で計量し、パレットをコンテナに収納しない場合は、そのパレットの重量を差し引かなければなりません。このような場合、実際に使用したパレットの重量を計測したうえで差し引くか、又は、過去に計量したパレットの重量を差し引くことで実際の重量を算出します。また、過去に計量したパレット重量を適用する場合は、予め個々のパレットの重量を計測しておくか、サイズや材質などで種類分けして、種類毎に重量を計測しておき、各パレットの重量を明確にしたうえで管理する必要があります。

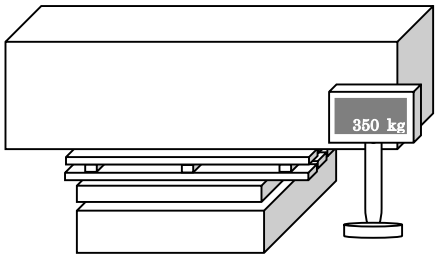

パレット及び貨物の重量を計測

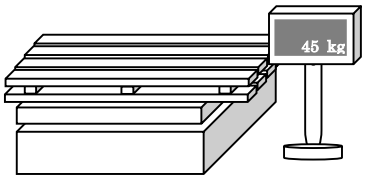

パレットの重量を計測

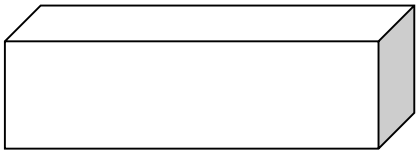

350kg – 45kg = 305kg

パレット及び貨物の重量 － パレット重量 ＝ 貨物の重量

⑤コンテナの自重について

コンテナの自重はコンテナドアサイド等に明記されている重量を使用する若しくは、機器受け渡し証(EIR)等の書類に記載されたコンテナ自重を使用することができます。しかし、機器受け渡し証（EIR）等の書類において転記ミス等が無いか確認する上で、コンテナに明記された重量を確認したうえ使用することを推奨します。

コンテナ自重の表記例

ドライコンテナ		
フラットラックコンテナ		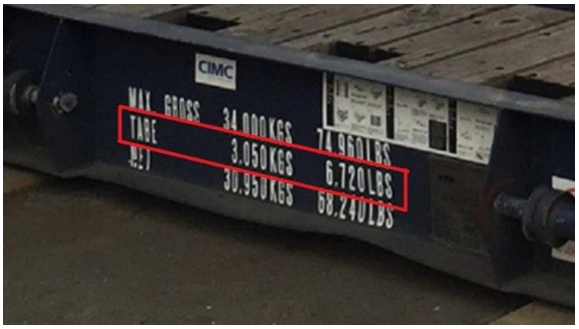
リーファーコンテナ		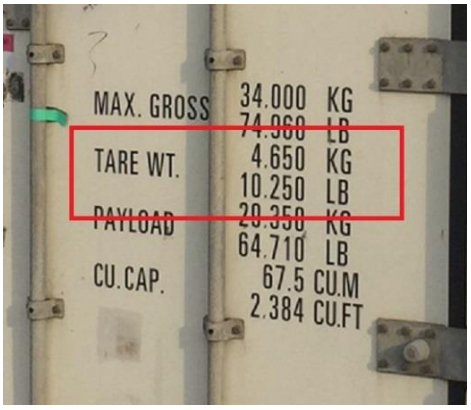

（７）船社又はコンテナヤード責任者へのコンテナ総重量の報告方法

コンテナ総重量を船社又はコンテナヤード責任者へ確実に伝達する方法として、コンテナ毎に船積書類（ドックレシート等）又は搬入票により、電子的な手段又は書面にて伝達することとしておりますが、その具体的な取り扱いに関して記載します。

①伝達するタイミングについて

船舶の航行安全という SOLAS 条約の主旨から、コンテナ総重量の情報は、当該情報により適切な積み付けが遂行されるタイミングで伝達される必要があります。従って、船積みが確定された実入りコンテナが、指定されたコンテナヤードに搬入（在来船（含むセミコンテナ船）、RO/RO 船にあっては指定された岸壁や野積場または船社上屋に搬入）される以前、少なくとも搬入時に伝達されなければなりません。

②伝達手段について

伝達手段としては主に船積書類（ドックレシート等）や搬入票等が使用されていますが、現状、船積書類（ドックレシート等）については、コンテナの搬入以前、若しくは搬入時に重量情報が確定していないケースも散見されるため、搬入票の活用が推奨されますが、運航船社、荷送人等関係者間で合意がなされた場合においては、船積書類（ドックレシート等）や電子的な手段による情報伝達も可能となります。

またコンテナヤードを使用しない在来船（含むセミコンテナ船）や RORO 船のコンテナ船積みにおいては、搬入票が使用されていない場合もあるため、船積書類（ドックレシート等）、またそれに代わるコンテナ総重量を記載した書類や電子的手段の伝達となります。この場合にも運航船社、荷送人等関係者間の合意が求められます。

③搬入票について

搬入表の署名欄に記入した者については、監査等によりコンテナ総重量に対して疑義が生じた場合は、当該搬入票の署名よりコンテナ総重量の確定者を追跡調査することがありますので、留意願います。

このため、現在使用されている搬入票を引き続き使用しても問題はありません。

④実入りコンテナをコンテナヤード（CY）に搬入する際の代表的なパターン

・実入りコンテナの総重量を計測した場合

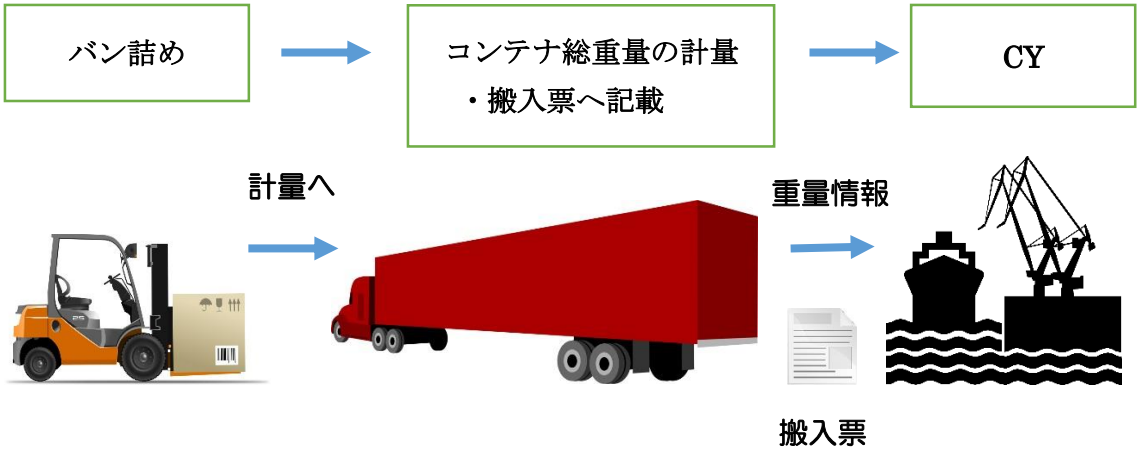

・全ての貨物で個別計量が必要な場合

・全ての貨物で個別計量を行う必要がない場合

・個別計量が必要な貨物と必要でない貨物が混在する場合

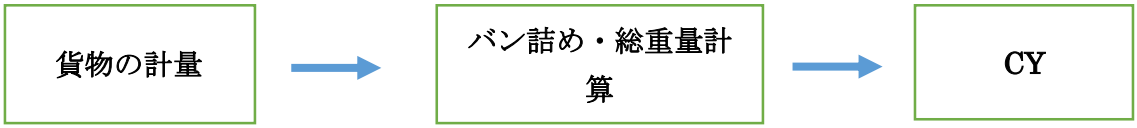

※重量が不明な貨物。
　同梱する梱包材、固縛材等も計量する。

※仕様書等に重量が記載されている。
　重量が貨物に印字記載されている等の場合。

⑤在来船（含むセミコンテナ船）や RORO 船のコンテナ総重量情報の伝達について

　在来船や RORO 船に実入りコンテナを船積みする際、コンテナヤードで運用される搬入票が導入されていない場合には、運航船社、荷送人等関係者間の合意の下、船積書類（ドックレシート等）、又はそれに代わる必要なコンテナ総重量情報が記載された書類を運航船社に伝達しなければなりません。

４．「届出荷送人」になろうとする皆様の手続き

荷送人自らコンテナ総重量を確定させる場合には、コンテナ総重量を確定させる業務の実施方法を示す書類を備え置く必要があります。

ここでは、届出の要件と国土交通省への手続きについて解説します。なお、国土交通大臣に届け出た荷送人の方を「届出荷送人」と呼びます。

（１）コンテナ総重量を確定させる業務の実施手順書

業務を開始する前に、コンテナ総重量を確定させる以下の業務の実施方法を定め文書化し、その方法によりコンテナ総重量を確定しなければなりません。

定めておく項目と文書化する内容の具体的な事項は次のとおりです。手順書の様式は任意のもので構いません。また、既に具体的な記載事項を満たす手順書又は内部規程がある場合には、改めて作成する必要はございません。

必要事項	具体的な記載事項
計測・算出方法に関する事項	○自ら計測する場合には、計測方法や計量器の名称、計測する場所 ○自ら計測しない（計測を依頼・委託する）場合には、法令に基づき確実に計測することを計測する者に指示すること ○足し合わせによりコンテナ総重量を求める場合には、貨物、梱包材等の重量の入手方法と算出方法　など
計量器の性能の確保に関する事項	○計量器を保有する場合には、定期的な校正・点検・調整の方法 ○計量器を保有しないが自ら計測する場合には、計量器を使用する前に校正の記録を確認すること ○計測を自ら実施しない場合には、契約等に基づき計測する者に対して計量器の定期的な校正・点検・調整を実施させること　等
コンテナ総重量を記した船積書類等に署名する者に関する事項 （署名は個人名に限らない。また、印字でも構わない。）	○船積み書類等に署名する者の名前又は名称 ○自らの責任で登録確定事業者以外に船積み書類等への署名を依頼する場合には、依頼する相手方の名称（依頼先が不特定多数の場合、契約取決等に基づき、船積み書類等へ署名を依頼する旨）　等
確定したコンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に関する	○船社等へのコンテナ総重量の伝達に用いる方法（ドックレシート、搬入票、電子的方法等の別）　等

事項	
自ら計測しない貨物品等に関する事項	○自ら計測しない貨物品の品名 ○重量情報の入手方法（パッキングリスト等） ○届出荷送人に伝達される重量情報に責任を有する者 ○計測する者が不特定多数となる場合等では、自ら計測しない貨物品等が、使用することができる計量器により計測がされることを計測する者に指示すること ○計測する者の選定方法（契約に関する社内規程等）　等
計測・算出の記録の保管に関する事項	○コンテナ毎の総重量の計測結果の記録の保管方法（記録の保管責任者（社内外問わず）等） ○記録の保管期間（法令、契約等に基づき保管が義務づけられる場合にはそれに従うことが必要ですが、少なくともコンテナ総重量を確定させてコンテナが、受荷主に引き渡されるまでの間は保管することが必要です）　等
計測等の依頼に関する事項	○計測や算出を自ら実施しない場合には、契約等により依頼すること ○子会社・親会社に依頼する場合には依頼する相手方の名称 ○自らの責任で登録確定事業者以外に計測を依頼する場合には、依頼する相手方の名称（依頼先が不特定多数の場合、契約等に基づき、計測を依頼する旨）　等
上記の点検方法（外部監査や内部監査など）に関する事項	○定期的（少なくとも３年毎に点検されることが望ましい）に実施される監査（ISO 認証機関による外部監査や内部監査等）の受検方法や実施方法に関すること　等

届出荷送人の業種により、コンテナ総重量を確定させる手順は異なると考えられます。そのため、必ずしも「具体的な記載事項」に従って作成する必要はありません。

なお、コンテナ総重量を確定させる手順書の国土交通省への提出は不要ですが、監査等により備え置いていることを確認させて頂く場合があります。

（２）国土交通大臣への届出

自らコンテナ総重量を確定させる業務を開始しようとする日の 2 週間前までに国土交通省に届け出てください。届出に必要な書類は以下のとおりです。

届出書は必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「届出書（第１号様式）」

を使用しても構いません。

改正 SOLAS 条約により、条約の発効の日以降に船積みされるコンテナが定められた方法により総重量が確定されていない場合には、当該コンテナは船積みができません。よって、当該業務の開始日前までは、条約の発効の日以降に船積みされるコンテナの総重量の確定を行えないことにご注意ください。

①名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号	
②届出者に関する事項	
1）業務の種類及び概要	日本標準産業分類による項目名や、定款の「目的」に記される業務の種類と概要を記載してください。また、可能な範囲内でコンテナを使用した輸出との関連がわかるようにしてください。
2） 届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先	国土交通省からの問合せに対応できる部門の責任者の氏名、職名及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を記載してください。
3） コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称	自らの支店、事業所、倉庫でコンテナ総重量を自ら確定する業務を行う場合には、支店等の所在地と名称を記載してください。 自らの事業所以外でコンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする場合には、業務又は営業の拠点となる事業所の所在地及び名称を記載してください。
4）コンテナ総重量の確定方法の区分	「方法１」・「方法２」・「方法１及び方法２」の３つから選択してください。

（注）届出は法人単位でも、組織・事業所単位でも構いません。

届出書には次の書類を添付してください。

①現在事項が証明できる登記事項証明書	外国法人にあっては、日本国法務局から発行される登記事項証明を添付してください。
②業務実施手順書を備えていることを証明する書類	業務実施手順書の届出書への添付は必要としませんが、備えていることを確認するため、様式「業務実施手順を備えている証」を参考に、実施方法を記した文書の文書名、文書番号、作成日等を記した一覧書類を届出書に添付してください。

（３）届出の手続きの特例

有効な品質マネジメントシステム（ISO9001）取得している又はAEO輸出者として税関長の承認を得ている者は、それを証する書類の写しを届出書に添付することで、届出書の記載事項及び添付書類の一部を省略することができます。

品質マネジメントシステム（ISO9001）取得している場合

省略できる記載事項及び添付書類	ISO9001取得者が届け出る書類
①届出書の記載事項 1) 業務の種類及び概要 2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名	①届出書の記載事項 1) 省略 2) 届出に係る担当部門の責任者の職名 3) コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称 4) コンテナ総重量の確定方法の区分
②添付書類 1) 現在事項が証明できる登記事項証明書	②添付書類 1) 省略 2) 業務実施手順書を備えていることを証明する書類 3) ISO9001の認証を得ていることを証明する書類の写し

ISO9001 認証は組織又は業務の単位で取得できます。コンテナ総重量を確定させる組織又は業務が認証を取得していない場合であっても、コンテナ総重量の確定業務がマネージメントレビューされている場合にあっては、申請手続きにおいては、ISO9001認証を得ている者と同様に扱います。

ＡＥＯ輸出者として税関長の承認を得ている場合

省略できる書類	AEO輸出者の届出書類
①届出書の記載事項の省略 1) 業務の種類及び概要 2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名 3) コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称	①届出書の記載事項 1) 省略 2) 届出に係る担当部門の責任者の職名 3) 省略 4)コンテナ総重量の確定方法の区分
②添付書類 1) 現在事項が証明できる登記事項証明	②添付書類 1) 省略 2) 業務実施手順書を備えていることを証明す

	る書類 3) AEO 輸出者の承認を得ていることを証明する書類の写し

届出は法人単位でも、組織・事業所単位でも構いませんが、AEO 輸出者の認定を得ている場合であって、届け出の軽減措置を受けようとする場合には法人単位で届け出てください。

（４）届出書の送付先

文書（ハードコピー）による届出

次の宛先まで送付してください。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省海事局検査測度課　コンテナ総重量届出窓口　宛

電子メールによる届出

法人番号を有する者であって、電子的方法により届け出る場合には、「届出書（第 e 1 号様式）」と、現在事項が証明できる登記事項証明書の写し（PDF 形式等の電子ファイル）、業務実施手順書を備えていることを証明する書類（PDF 形式等又は Microsoft Word 文書の電子ファイル）を添付し、メールの件名を『「輸出コンテナ総重量届出」申請』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。なお、電子メールによる届出の場合には、届出書への代表者等の押印又は署名は必要ございません。また、メールデータの容量が 5MB を超える場合には、受信ができない場合がございますので、注意してください。

受付専用メールアドレス　　solas_container@mlit.go.jp

（５）業務継続の報告

届出をした日又は業務継続の報告をした日を基準に、少なくとも 3 年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）してください。また、届出荷送人の名称又は住所を除く届出事項の変更の有無も確認し、国土交通省に点検の結果及び届出事項の変更の有無を文書又は電子メールにて報告してください。

文書（ハードコピー）による報告の場合は、必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「点検結果報告書（第 2 号様式）」を使用しても構いません。電子メールによる報告の場合は「点検結果報告書（第 e 2 号様式）」により、メールの件名を『「輸出コンテナ総重量点検結果報告」について』と記入し、受付専用メールアドレスあて報告してください。

（６）届出事項の変更

届出荷送人の名称又は住所（コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の住所を含む）に変更があった場合には、遅滞なく国土交通省にその旨を届け出てください。

文書（ハードコピー）による変更届出の場合は、必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「届出事項変更届（第３号様式）」を使用しても構いません。電子メールによる報告の場合は「届出事項変更届（第ｅ３号様式）」により、メールの件名を『「輸出コンテナ総重量届出事項変更」について』と記入し、受付専用メールアドレスあて報告してください。

（７）業務廃止の届出

コンテナ総重量を自ら確定させる業務を廃止したときは、国土交通省において管理する届出簿から抹消する必要があるため、遅滞なくに国土交通省に届け出てください。

文書（ハードコピー）による届出の場合は、必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「届出廃止届（第４号様式）」を使用しても構いません。

５．「登録確定事業者」になろうとする皆様の手続き

（１）国土交通省による登録

荷送人等との契約に基づき、荷送人に代わりコンテナ総重量の確定を行う第三者は、国土交通大臣の登録を受ける必要があります。

（２）国土交通省への申請

申請書は任意の様式といたしますが、別紙「登録申請書（第５号様式)」を使用しても構いません。記載事項は、以下をご参考に作成してください。

①名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号	申請者に関する情報
②コンテナ重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地	自らの事業所以外でコンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする場合には、業務又は営業の拠点となる事業所の名称及び所在地
③登録に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先	国土交通省からの問合せに対応できる部門の責任者の氏名、職名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載
④コンテナ重量を確定させる業務の区分	コンテナ重量を確定させる業務の実施方法（方法１、方法２、方法１及び方法２）の区分

（３）申請書の添付書類

申請書には以下を添付してください。

①定款及び登記事項証明書	
②役員の氏名及び経歴を記載した書類	過去３年程度の経歴
③方法１によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類	
④コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類	
⑤コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類	業務に関する教育・訓練を受けた記録、代表者の宣誓書等になります。別添「知識・経験を有する証明」を参考にしてください。
⑥コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書	業務実施手順書を備えていることを

	証明する書類ではなく、手順書の写しを提出してください。
⑦次の許可等を受けている場合にあっては、それを証明する書類　※１ ・港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者 ・港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者 ・貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者であることを証する書類の写し※２	
⑧港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証する書面	港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書になります。 別添「港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類」を参考にしてください。

※１　港湾運送事業法に係る許可・認可については国土交通省港湾局港湾経済課に、貨物利用運送事業法に係る許可・登録については国土交通省物流審議官部門国際物流課にお問い合わせください。

※２　自らが荷送人になる場合は第三者ではなく当事者になるため登録を要しないが、自らは荷送人にならず、荷送人等との契約に基づき重量を確定する場合は登録を要します。例えば、荷送人とはならない貨物利用運送事業者が貨物をコンテナに梱包し、コンテナ総重量を確定させる必要がある場合であって、①届出をしていない者が荷送人になる場合、②１本のコンテナに複数の荷送人がいる（貨物利用運送事業者が荷送人にならない貨物が含まれる）場合などが該当します。

（４）コンテナ総重量を確定させる業務の実施手順書

荷送人に代わり、コンテナ総重量を確定する者は、業務の実施方法を示す書類（手順書）を定め、申請書に添付する必要があります。業務実施手順書の記載事項は、届出荷送人が備え置く手順書と同様です。

なお、すでに必要な要件を満たす手順書又は内部規定を有する場合には、新たな手順書等を作成して頂く必要はございません。すでに保有する手順書等を申請書に添付してください。

（５）申請書の提出先

文書（ハードコピー）による申請

次の宛先まで送付してください。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省海事局検査測度課　コンテナ総重量登録窓口　宛

電子メールによる申請

法人番号を有する者であって、電子的方法により届け出る場合には、「申請書（第e４号様式）」と、定款及び現在事項が証明できる登記事項証明書の写し（PDF 形式等の電子ファイル）等の添付書類を、件名に『「輸出コンテナ総重量登録」申請』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。なお、電子メールによる申請の場合には、申請書への代表者等の押印又は署名は必要ございません。また、メールデータの容量が 5MB を超える場合には、受信ができない場合がございますので、注意してください。

受付専用メールアドレス　　solas_container@mlit.go.jp

（６）申請の手続きの特例

有効な品質マネジメントシステム（ISO9001）取得している者は、それを証する書類の写しを申請書に添付することで、申請書の添付書類の一部を省略することができます。

品質マネジメントシステム（ISO9001）取得している場合

省略できる添付書類	ISO9001 取得者が届け出る書類
①定款又は寄付行為及び登記事項証明書	① 省略
②役員の氏名及び経歴を記載した書類	② 省略
	③方法１によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
④コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類	④ 省略
⑤コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が計測に関する知識経験を有する者であることを証する書類	⑤ 省略
	⑥コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書
	⑦港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者、港

	湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者、荷送人等との契約に基づき重量を確定する貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者(国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む）であることを証する書類の写し ⑧港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証する書面

（７）登録事項の変更

登録確定事業者の名称又は住所並びに代表者の氏名を変更しようとするときは、国土交通大臣の変更登録を受ける必要があります。変更の申請書は必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「登録事項変更申請書（第６号様式)」を使用しても構いません。

名称又は住所並びに代表者の氏名以外の登録事項（登録の申請書の添付書類の変更を含む）に変更がある場合には、変更しようとする日の２週間前までに国土交通大臣に変更を届け出る必要があります。変更登録の申請は必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「登録事項変更届（第７号様式)」を使用しても構いません。

なお、登録の手続きの特例により省略が認められている事項の変更があった場合には、登録の変更は必要としません。

（８）登録の更新

登録確定事業者が、登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の 90 日前から 30 日前までの間に登録の更新を申請してください。更新の申請の方法については、登録の申請と同様です。申請書は任意の様式といたしますが、別紙「登録更新申請書（第８号様式)」を使用しても構いません。

（９）登録の廃止

登録確定事業者が自ら重量確定の業務を廃止したときは、遅滞なく国土交通大臣に廃止を届け出てください。廃止の届出は必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「登録廃止届（第９号様式)」を使用しても構いません。

６．国土交通省による指導、立入監査、是正措置

国土交通省では、改正 SOLAS 条約を遵守するため、コンテナ総重量を確定する者（届出荷送人及び登録確定事業者）に対する監査を実施いたします。監査は事前の通知に基づく定期監査と、事前通知のない特別監査があり、監査の結果、法令違反疑い又は法令違反を起こしかねないと判断した場合には、文書による改善、是正を要求することがあります。是正を要求された場合には、速やかに対応し、国土交通省に報告して頂きます。

なお、上記の是正要求に応じて頂けない場合、監査において法令違反が見つかった場合には、必要な指導や、届出又は登録の取消等がされる場合がございます。

７．業務実施手順書・内部規程について

ここでは業務実施手順書又は内部規定を作成するうえで重要なポイントを整理し、これらの事例を紹介します。

内部規程及び手順書に含めるべきポイント

・管理責任者の任命

重量を計測する事業所においては、重量確定における管理責任者を置くことを推奨します。管理責任者は重量の計測及び計量器の管理並びに検査又は校正・調整について計画、実施、検証、改善の責任を負う立場にあります。

＜管理責任者の役割-例-＞

①手順書又は規程の作成及び管理

②手順書又は規程が組織内に伝達され、理解されることを確実にする

③コンテナ総重量を確定するプロセスの管理（確立、実施、検証、改善）

④記録類の管理

・計量器の管理

重量計測に使用する計量器は、使用前点検を行うとともに定期的に検査又は校正・調整し、その記録を管理しなければなりません。検査又は校正・調整には有効期限を設定して、どの計量器をいつ検査又は校正・調整するのかを明確にしておく必要があります。また、複数の計量器を使用している場合は管理番号を付けるなどして識別する必要があります。

・検査又は校正・調整の手順

重量計測に使用する計量器は、有効期限が過ぎる前に検査又は校正・調整を行う必要があります。予め組織の内部で実施するのか、外部に委託するのかを決定し手順を明確にしておく必要があります。また、組織の内部で計量器の検査又は校正・調整を実施する場合は、その担当者が、適切な教育、訓練又は経験に基づいて、力量を備えていることを確実にする必要があります。

・計量器の点検

精度が保障されて定期的に検査又は調整を実施している計量器であっても、故障により異常値を示すことが考えられます。誤った重量を適用しないためにも毎日の始業前に計量器の点検を実施するなど、日々の点検が重要です。日々の点検については手順化し、点検の記録を残すことで、点検漏れをなくし、また計量器に異常が認められた際も記録された時点までは測定結果が正しいことが証明されます。

＜点検項目-例-＞

① 零点を合わせる。または、零点スイッチを押し零点を確認

② 計量器の水平を確認、四隅の遊びがないか確認

③ チェック分銅がある場合は、精度が十分か計量器に載せて確認

④ 外観に異常がないか確認

⑤ 検査又は校正・調整期限は過ぎてないか確認

・計量器の知識

実務担当者は計量器の構造を把握したうえ、正しく使用することが重要です。又これらの知識は組織によって共有され、維持されなければなりません。使用方法や注意点を関係者に周知するなどし、実務担当者をはじめ関係者が力量を備えていることを確実にする必要があります。

＜計量器使用上の注意-例-＞

① 被計量物を計量器の中央に静かに載せる

② 被計量物が計量器の使用範囲内であることを確認する

③ 電気抵抗式はかりは１５分以上ウォーミングアップする

・記録の管理

記録（文書化した情報）は、関係者が必要なときに、必要なところで、入手可能かつ利用に適した状態である必要があります。コンテナ総重量を確定する際に必要となる記録の例は以下のとおりです。

＜管理する記録-例-＞

① 計量器の校正記録

② 計量器の点検記録

・業務実施手順書・内部規程の事例

別紙業務実施手順書・内部規程を参考としてください。

８．よくある質問と回答

	質問	回答
1	House B/L に荷送人として記される荷送人はコンテナ総重量の責任を負うか。	コンテナ総重量に責任を負うものは、船社との間で運送契約を締結した荷送人（発荷主）として、船荷証券（B/L）又は海上貨物運送状（Waybill）の荷送人（Shipper）の欄に名前のある者（Master B/L に荷送人として記される者等）となるため、House B/L に荷送人として記される荷送人はコンテナ総重量の責任を負うことはありません。 ただし、House B/L の荷送人であっても、計量法や港湾運送事業法等の法令を遵守する必要があります。
2	FOB 契約で貨物を輸出します。コンテナ総重量に責任を負う荷送人は誰になるのか。	外国の受荷主（日本国内に事務所を有する者を除く）が船社と運送契約を締結する本船渡し（FOB/FCA 等）契約であって、当該受荷主が Master B/L の荷送人となる場合に限り、当該荷受人との契約又は当該荷受人の指示に基づきコンテナにて貨物を輸出する者（日本国内の個人又は法人であって、実際に貨物を輸出する商社、貨物利用運送事業者等）がコンテナ総重量に責任を負うものになります。
3	船社が他の船社のスロットをチャーターする場合は、スロットを借りる船社が Master B/L の荷送人となり、コンテナ総重量に責任を負う者となるのか。	コンテナ総重量に責任を負うのは、船社との間で運送契約を締結した荷送人であり、スロットを借りた船社と運送契約を締結した荷送人がコンテナ総重量の責任を負うことになります。ここで言う船社は、船積みするコンテナ船の運航船社とブッキング船社となります。よって、スロットをチャーターするブッキング船社は、コンテナ総重量を確定することはないため、届出荷送人になるための届出又はコンテナ総重量を確定させる第三者としての登録は必要ありません。
4	方法２でコンテナ総重量を計測する場合、荷敷きなどの梱包材や固定材の重量も計測するのか。	改正 SOLAS 条約では、梱包材や固定材の重量の計測を求めております。日本では梱包材や固定材の規格品があることや、円滑な物流を阻害しない観点から、ガイドライン 4.3 のコンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品等に、梱包材や固定材を含む制度としました。
5	届出をした業者しかコンテナを輸出できないのか。	届出又は登録している方のいずれかがコンテナの総重量を確定させる必要があります。よって、届出をしていない荷送人であっても、常に登録確定事業者にコンテナ総重量の確定を依頼することで、これまでと同様にコンテナ貨物を輸出することができます。
6	従来どおりの作業で問題なくコンテナ総重量の算出ができていれば、届出は必要ないのか	従来どおりの作業で問題なくコンテナ総重量が算出できていれば、新たな設備投資は必要ありませんが、自らコンテナ総重量を算出する場合には、届出は必要になります。
7	届出が必要なのは誰で、届出が必要ではないのは誰か。	Master B/L の荷送人になる場合であって、自らコンテナ総重量を計測・算出する場合には届出が必要となります。 Master B/L の荷送人になる場合であって、常に登録確定事業者にコンテナ総重量の確定を依頼する場合には届出は必要ありません。 Master B/L の荷送人にならなければ（House B/L の荷送人）、コンテナ総重量に責任は生じないことから届出は必要ありません。

8	登録が必要なのは誰で、登録が必要ではないのは誰か。	荷送人の届出の有無に関係なく、荷送人に代わり、コンテナ総重量を確定させる事業者は登録が必要となります。 届出又は登録している方のいずれかがコンテナの総重量を確定させる制度のため、届出又は登録をしている者の責任の下で、コンテナ総重量並びに貨物品の重量を計測する者又は搬入票に署名しコンテナヤード責任者に伝達する者の登録は、必要ありません。
9	発効後（7 月 1 日以降）は、日本からの輸出コンテナの重量確定にあたり、届出荷送人または登録確定事業者でなければ出来ないのか。	その通りです。届出荷送人および登録確定事業者については、国土交通省のホームページで名称や届出・登録番号等を公表することとしており、取引等にあたり確認することができます。
10	SOLAS 条約を批准していない国から輸出されたコンテナを日本でトランシップする場合は、コンテナ総重量は既に確定されているとみなすのか。	船社が自ら又は船社が SOLAS 条約を批准していない国から日本にコンテナを運送した船社に必要な指示を行い、コンテナ総重量を確定させてください。
11	内航コンテナの輸送については、本制度は適用除外という理解でよいか。また、最終的には海外に仕向けるコンテナとして、例えば地方港から主要港まで一旦フィーダー輸送してから積替え（トランシップ）をして海外へ輸出する場合、当該コンテナの総重量確定はいつの時点までに行わなければならないのか。	本邦港間で運送される内航コンテナについては、今般の制度の対象外となります。ただし、ご質問にあったフィーダー輸送を経て海外に仕向ける輸出コンテナは、地方港で船舶に積み込む前までにコンテナ総重量を確定させるようにしてください。
12	発効後、日本発の輸出コンテナを外国（SOLAS 条約の締約国）で積替える（トランシップ）ケースを想定した場合、既に日本国内で関係法令に則り重量確定を行っていれば、当地で別船に積込む際に改めて重量確定を求められることはないという理解でよいのか。日本の制度・方法は、世界的に標準なものとして認められているものなのか。	トランシップの場合、積み替える国の制度に従ってください。日本は SOLAS 条約に準拠した制度としておりますので、日本で船積みされる前に、国内法令に則りコンテナ総重量の確定情報が伝達されていれば、当該コンテナの最終仕向け地まで輸送することができるものと認識しております。なお、改正 SOLAS 条約の適用を受けたコンテナを日本国内でトランシップする場合には、トランシップされるコンテナの総重量は既に確定されているとみなします。
13	コンテナの風袋重量は計測する必要はあるのか。	コンテナ本体には国際規格又は日本工業規格に基づき風袋重量の明記が求められているため、明記されている重量を用いることができます。 重量がコンテナに明記されていない場合、又は明記されているがコンテナが劣化並びに改造により、風袋重量と明記されている重量が異なると考えられる場合には、コンテナを保有する船社等に風袋重量をご確認ください。
14	コンテナの風袋重量は、コンテナ表面に記載されている数値しかないが、コンテナの所有・管理者である船社に対し、正確な重量を求めることはできるのか。	コンテナ本体には国際規格又は日本工業規格に基づき風袋重量が印字されておりますが、印字が不明瞭な場合、コンテナが修繕等され印字された重量に疑義がある場合には、コンテナの所有・管理者にお問い合わせください。

15	海外にコンテナを輸出する者は、全ての者が国土交通省に届出をして「届出荷送人」とならなければならないのか。	届出荷送人は、自ら輸出コンテナの総重量を確定させる者であり、第三者にコンテナ総重量確定を委託する等、自らコンテナ総重量を確定させない荷送人については、届出を要しません。
16	「既に同等の文書を有している場合には、新たに文書を作成する必要はない。」とあるが、同等であることの判断基準はあるのか。	ガイドライン 2.2 に示される事項が含まれる文書であれば同等であると判断して構いません。既に保有する複数の社内規定等にまたがって規定されている場合には、当該複数の社内規定をもって、同等の文書とします。
17	「複数の事業所等を有する法人にあっては、法人単位での届出であっても、事業所等単位での届出でも構わない。」とあるが、本社等で一括して複数の事業所単位で届け出ても良いのか。	届出の単位は規定しておりませんので、どのような単位で届出しても構いません。
18	ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得しているが、書類の一部は省略できるのか。	書類の一部を省略すると認めるものは、ISO9001 取得者又は AEO 輸出者としております。これは、品質管理のＰＤＣＡサイクルを保有し、自主的な業務の改善及び顧客満足度の向上を目指すことで、コンテナ総重量の確定が確実に実施されると考えるためです。
19	かつて ISO9001 を取得していたが、品質管理が十分可能になったことから返上し、現在は持っていない。この場合においても書類の一部は省略することは可能か。	第三者（ISO9001 認証機関）により現在の手順が確認されていることが必要なため、現在所有していることが必要となります。
20	届出をする法人としては ISO9001 を取得していないが、コンテナ総重量を確定する組織、事業所は ISO9001 を取得している。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。	ISO9001 を取得する組織、事業所が品質管理のＰＤＣＡサイクルを保有することで、コンテナ総重量の確定が確実に実施されると考えておりますので、記載事項等の一部を省略して構いません。
21	コンテナ総重量を確定に関与する当社の一部の組織では ISO9001 を取得しているが、全ての組織では ISO9001 を取得していない。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。	ISO9001 を取得する組織が備える文書化された手順において、ISO9001 を取得していない組織、事業所のコンテナ総重量の確定に係る品質管理のＰＤＣＡサイクルが実施されていれば、記載事項等の一部を省略して構いません。 ISO9001 を取得していない組織、事業所が届出者になる場合にあって、ISO9001 を取得する自社の他組織が備える文書化された手順において、届出者のコンテナ総重量の確定に係る品質管理のＰＤＣＡサイクルが実施されていない場合には、記載事項等の一部を省略することはできません。
22	「少なくとも 3 年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）する」とあるが、点検の結果の報告はどうすれば良いのか。	点検とは、ISO 審査機関による外部審査や、社内での内部監査等を指します。 外部審査を受けた場合には、審査の日と審査の結果を、内部監査による場合には、具体的な点検方法、点検の日、点検の結果を報告してください（共に審査、監査の結果通知等の写しでも構いません）。 点検の結果、不適合が見つかった場合であっても、それが法令に違反する行為であった場合を除き、適切に是正されていれば、問題はございません。

23	複数のコンテナの運送を一括して契約する場合等にあっては、運送する全ての貨物品の重量を按分したものを搬入票に記載していたが、今後は按分した重量に、パレット、荷敷き、梱包材等の梱包材の重量と、コンテナ風袋重量を合算した重量を搬入票に記載することになるのか。	複数コンテナにわたる貨物の重量を按分することは認められません。各コンテナに梱包される貨物品等の重量と、コンテナ風袋重量を合算した重量を各コンテナ毎に対応する搬入票にそれぞれ記載するなどして、各コンテナ毎に総重量を確定してください。
24	仕様書等で重量が示されているものの、製造ラインによって若干の誤差が生じてしまうが、この場合においても仕様書等の重量を使用してよいか。	既に重量が判明しており、数次計測しても同じ重量を示す貨物品等について、都度の計測を要さないこととしています。従って、仕様書等で重量が示されていても、大幅に誤差が生じる可能性がある場合は、都度の計測が必要です。
25	化学品など数量と比重により容易に計算できるものについて、梱包重量を加算することで都度の検量を要さない貨物品として扱ってもよいか。	改正 SOLAS 条約では貨物品の重量を計測することが必要で、換算することは認められておりません。 ただし、比重と数量が明確である貨物品であって、ガイドライン 4.3①のとおり商取引に係る文書により重量が明確になる貨物品については、コンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品として構いません。なお、コンテナ総重量には、当該化学品を封印する容器の重量も足し合わせる必要があることにご留意ください。
26	梱包材は角材やクッション材ロールの場合、長さあたりの重量から計算することはできるか。	改正 SOLAS 条約では貨物品の重量を計測することが必要で、長さから換算することは認められておりません。なお、縦横の長さ及び基準となる重量が計量され、長さあたりの重量から計算された貨物品の重量が 4.3①のとおり商取引に係る文書により明示され、重量が明確になる梱包材等はこの限りではありません。
27	届出荷送人は登録確定事業者でない者に対しても重量の計測・算出を依頼し当該情報を取得できるとのことだが、そのような委託業務を登録確定事業者に限定しないのか。	国際コンテナ物流の円滑化を阻害しない実効性のある制度構築にあたり、コンテナ総重量の確定に責任を有する者として、届出荷送人および登録確定事業者の区分を設けることとし、自らコンテナ総重量確定を行う荷送人に対しては国土交通省への届出を求めます。届出荷送人には、国土交通省が定める計量器の要件や、コンテナ総重量を確定させる文書化された手順を備えることを求めており、これらを満たす届出荷送人の責任の範囲内において、貨物品等の計測を登録確定事業者以外に委託しても、コンテナ総重量の信頼性は確保されると考えております。
28	船社又はコンテナヤード責任者への伝達の具体的方法はあるのか。	国土交通省では新たな帳票等によるコンテナ総重量の伝達は求めません。コンテナ総重量が明記されている搬入票やドックレシート等による伝達が一般的であると考えています。 なお、法令では「船長及びコンテナヤード責任者」としておりますが、コンテナヤード責任者を介して運航船社にも伝達されると考えているためです。なお、ガイドラインでは「運航船社又はコンテナヤード責任者」としております。
29	輸出コンテナに積み込む荷物、梱包材等の重量は、「登録確定事業者」でなければ計測できないのか。	荷送人からの委託に応じてコンテナ総重量を確定することができる者として「登録確定事業者」の区分を設けておりますが、個々の貨物品等の重量の計測・算出・情報取得等については、制限を設けておりません。また、最終的にコンテナ総重量の確定を行う者は、届出荷送人又は登録確定事業者であり、届出荷送人も荷物、梱包材等の重量を計測できます。

30	港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業を行うことができる者として国土交通大臣に許可された者とあるが、ここでいう海貨事業とは何か。	個品運送貨物の船舶への引渡し又は個品運送貨物の船舶からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続するはしけ運送及び沿岸荷役行為を一貫して行う一般港湾運送事業となります。
31	貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者であることを証明する書類とは何か。また、それを紛失している場合にはどうすれば良いのか。	貨物利用運送事業に係る「登録通知書」又は「許可書」の写しのことです。なお、海運二種見なしを受けている事業者の方は、「海運二種の見なし許可に必要な追加書類の提出に係る通知について」及び「海運二種見なし許可手続き終了のお知らせ」並びに「事業計画」又は「集配事業計画」変更認可書の写しとなります。 紛失されている場合には、物流審議官部門国際物流課までご相談ください。
32	港頭地区ではなく、内陸で梱包を行う事業者は登録の必要があるか。	梱包の場所にかかわらず、荷送人の委託を受けてコンテナ重量の確定を行う場合は登録が必要となります。
33	登録の有効期間を３年とするのは何故か。	登録確定事業者の業務実施状況を定期的に確認する必要があると考え、３年としました。
34	登録確定事業者が、業務の一部（署名・伝達等）を外部の者に依頼する場合には、依頼を受けた者は国土交通大臣の登録が必要なのか。	登録確定事業者が署名・伝達等を再委託する場合、登録確定事業者の責任下で、搬入票への署名したり、運航船社並びにコンテナヤード責任者へコンテナ総重量を伝達する場合には、当該委託を受けた者は、国土交通大臣の登録を受ける必要はありません。
35	コンテナヤードで計量したコンテナ総重量と、荷送人から示されたコンテナ総重量に差違がある場合にはどうすれば良いか。	荷送人から示されたコンテナ総重量に明らかな誤りがあればを荷送人に通知等し、総重量の修正等の措置をとってください。荷送人が修正等に応じない場合には、船積みを拒否することができます。
36	監査はどのように行われるのか。	監査を行う場合には、特段の事由がない限り、被監査者に監査日・監査員名等を事前に通知します。
37	改善の要求とはどのようなものか。又、改善を要求された場合には、どうすれば良いのか。	概ね適切にコンテナ総重量の確定されているものの、一部に単純な人為的な誤りや、一部の職員の教育・訓練等による業務の改善が必要と考えられる事項を発見した場合には、改善を要求します。改善の要求は今後起こりうる不具合を未然に防ぐ為のものですので、被監査者が自主的に対応・行動して頂くことになります。
38	是正を要求された場合は、どうすれば良いのか。	業務実施手順書の不備や、業務の実施手順がコンテナ総重量の確定に関する違反を引き起こす恐れがあることが明確であり、業務実施手順書の変更等が必要と監査員が判断した場合には、被監査者に是正を要求します。 是正を要求された被監査者は、手順の整備や変更等が必要となります。是正が完了した場合には、国土交通省に是正内容を報告してください。 是正内容が不十分である場合又は報告されない場合には、船舶航行上の危険防止のため、国土交通大臣は是正の再要求や、是正のための指導等の必要な措置をとることがあります。

39	どのような場合に、是正のための指導がされるのか。	是正の要求に応じて頂けないときや、コンテナ総重量を確定させる業務の実施手順によらないでコンテナ総重量の確定を行っていたことが発見された場合には、是正のための指導を行います。 なお、計量法において、届出荷送人や登録確定事業者に貨物品等の重量を伝達する者（実荷主等）は、正確にその物象の状態の量の計量に努め、届出荷送人に証明（伝達）しなければなりませんので、これを考慮した上での指導となります。
40	実荷主、製造者、生産者が伝達する重量が正確でない場合にあっても、是正のための指導を行うのか。	是正のための指導は、重量を確定する届出荷送人又は登録確定事業者に行います。実荷主、製造者、生産者等が正確な重量をコンテナ総重量を確定させる者に提出しない場合には、コンテナ総重量を確定する者が計測するか、契約等に基づいて実荷主等に正確な重量の提出を求めることとなります。
41	届出の効力の停止を命ぜられるのはいつか。	効力の停止を措置する前に、原則として是正を命令します。是正のための指導を受けた者がそれに応じない場合に、効力の停止を命令することになります。
42	登録の取り消しを命ぜられるのはどのようなときか。	登録確定事業者に是正のための指導がなされた場合にあって、指導を受けた者がそれに応じない場合や、不正な手段により登録及び変更登録を受けた場合等です。
43	条約の発効の日はいつか。	平成 28 年 7 月 1 日となります。発効される前に、国土交通省ホームページ等にてアナウンスさせて頂きます。
44	外地にて条約発効日の前に船積みされたコンテナを条約発効日以降に日本国内でトランシップする場合、当該コンテナの総重量は運航船社又はターミナルが確定させるのか。	海外から搬入されたトランシップコンテナは一時的に国内ターミナルに蔵置されるが、蔵置場では総重量を計測が難しいと考えられます。また、海外で船積みした時点で、最終荷揚げ地までの運送契約が締結されていると考えられるため、日本国内で条約発効日以降に積み替えるコンテナは、条約発行日の前に船積みされたコンテナとみなします。

９．関係法令

【省令】

特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年運輸省令第 62 号）

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）

【告示】

特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の飼う体方法等を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 720 号）

危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 721 号）

※以下の国土交通省のホームページよりダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html

１０．各種様式

届出書	第１号様式	届出等の様式は法令では指定しておりません。これらの様式を参考に届出等を行ってください。
点検結果報告書	第２号様式	
届出事項変更届	第３号様式	
届出廃止届	第４号様式	
登録申請書	第５号様式	登録申請等の様式は法令では指定しておりません。これらの様式を参考に登録申請等を行ってください。
登録事項変更申請書	第６号様式	
登録事項変更届	第７号様式	
登録更新申請書	第８号様式	
登録廃止届	第９号様式	
届出書	第ｅ１号様式	電子メールにより届出をする場合には、必ずこの様式を使用してください。様式の電子ファイルは国土交通省ホームページよりダウンロードできます。
点検結果報告書	第ｅ２号様式	
届出事項変更届	第ｅ３号様式	
登録申請書	第ｅ４号様式	
業務実施手順書を備えていることを証明する書類	届出書関係ひな形	様式は指定しませんが、これらの様式を参考に作成してください。
知識・経験を有する証明	申請書関係ひな形	
港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類		